

## 農地環境整備事業（継続）

【 1 , 1 9 3 ( 1 , 0 4 2 ) 百万円】

### 対策のポイント

耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域（保全管理区域）と営農を継続し生産性向上を図る区域（生産区域）を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に行います。

- ・ 耕作放棄地は年々拡大しており、特に中山間地域においてはその傾向が顕著です。
- ・ 耕作放棄地の増加は、生産基盤の管理の粗放化による土砂崩壊等をもたらす、農業用排水路等の機能低下を招くほか、鳥獣害等も誘発するなど周辺農地に悪影響を及ぼします。
- ・ このため、計画的に土地利用調整を行い、保全管理区域と生産区域を一体的に整備することで、国土・環境の保全と、優良農地の生産性向上を図る必要があります。

### 政策目標

中山間地域の一戸当たり農家総所得の維持(485万円)

### < 内容 >

「農地環境整備計画」（市町村が作成）に即して作成される「農地環境整備事業実施計画」に基づき、下表の事業を適切に組み合わせたメニュー方式により事業を実施。

区 分	事業種類
(1) 区画整理事業	(10) 用地整備事業
(2) 水田転換を行う事業	(11) 市民農園等整備事業
(3) 農業用排水施設整備事業	(12) 生態系保全施設整備事業
(4) 農地保全事業	(13) 鳥獣害総合対策事業
(5) 農道整備事業	(14) 遊水池整備事業
(6) 暗きょ排水事業	(15) 土地改良施設の撤去及び跡地整備
(7) 鳥獣侵入防止柵整備事業	(16) 交換分合事業
(8) 高付加価値農業基盤整備事業	(17) 特認事業
(9) 附帯事業	

### [事業の採択要件]

事業実施地域の農地面積に対して、事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、概ね7割程度は確保できる見通しであること

生産区域における上表の事業種類(1)～(7)までに掲げる事業の受益面積が概ね10ha以上であること 等

### [事業対象地域]

過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特定農山村法による指定を受けた市町村又は準ずる市町村  
耕作放棄地が介在する地域

### < 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 都道府県、市町村
2. 補助率 農林水産省・北海道55%、離島60%、奄美70%、沖縄75%
3. 事業実施期間 平成4年度～

[担当課：農村振興局整備部地域整備課(03-3501-8359(直))]